

よくある質問と回答（2026年度 藤枝市住宅用防犯対策費補助金）

申請書類について	
申請者と口座名義の名前が異なっても受付可能か。	申請者と領収書の宛名及び口座名義は同一人物に限ります。
領収書に型番がない状態でも可能か。	型番がわかる書類が必要です。
世帯員全員の署名がありますが、幼い子供についてはどうしたらよいか。	同一世帯の保護者に代筆していただき、代筆者の氏名を余白にご記入ください。
領収書の宛名は申請者本人以外でもよいか。	申請者と同一の宛名に限ります。
書類を書き間違えた場合、どのように訂正すればよいか？	書き間違えた部分を二重線で消して訂正し、訂正印をご捺印ください。修正液、修正テープは使用しないでください。 ※補助対象経費及び申請額欄は訂正できません。

申請について	
過去に同じ補助金を受けていますが可能か。	すでに補助金交付を受けた者とその同一の世帯に属する者は補助対象者となりませんので受付できません。 また、他の補助金と重複する補助は受けられません。
申請してから補助金が振り込まれるまで、どのくらいの期間がかかるか。	概ね2か月を見込んでいます。
世帯主でなくても申請できるか。	申請可能です。なお申請者は購入者（領収書に記載された方）となります。 申請できるのは1世帯1回限りです。
二世帯住宅でそれぞれの世帯用にドアホンを購入予定だが補助金の対象になるか。（住宅1戸の考え方）	屋内でお互いに行き来できる場合は1戸と考えるため、2つ目の設置分は補助の対象になりません。
提出書類の写真は、どの写真が必要か。	取り付けた機器の設置前と設置後の状況がわかる写真が必要です。 ※屋外用防犯カメラ及びドアホンは、屋外のカメラ及び屋内モニター（スマートフォンの場合は外の様子を映したスマートフォンの画面が必要です。）の両方の写真が必要です。

購入品について	
インターネットで購入したのもも可能か。	可能です。 申請者と同一の宛名、領収金額、領収日、購入品名（型番など）、発行者名 のすべてが記載されて支払い済みがわかるものが必要です。
宅配ボックスの写真について固定した状況とあるが、ボックスの中にレンガなどの重しを置いた状態でもよいのか。	受付できません。 宅配ボックスが家の壁等の定着物に固着したワイヤー等で固定されているまたは、アンカーなどにより地面に固定されていることがわかる写真の提出が必要です。
防犯カメラ及びドアホンの屋内に設置したモニターに代わる機器としてスマートフォンは可能か。	可能です。 モニターに代わる機器をスマートフォンにした場合、提出していただく写真の中に、防犯カメラやドアホンにより、外の様子を映したスマートフォンの画面が必要です。
録画機能が故障して使えないドアホンの取り換えは補助金の対象になるか。	対象外です。 どんな状態であっても既に設置してあるドアホンが録画機能付きのドアホンであれば、補助金の交付はできません。
補助対象外経費はあるか。	リースやレンタル、電気代などのランニングコスト、ホームセキュリティなどの委託費用等毎月の支払いが生じるもの、移設・配送料は対象になりません。 所有権の移転がないリース（初回設置費用含む）品やレンタル品も対象になりません。